

装備品等の安定的な製造等の確保のための
事業計画の認定を受けることで、
必要な経費が国から支払われる制度のご紹介

～ 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置を、
より多くのサプライヤーの方にご理解いただくために～

防衛装備庁

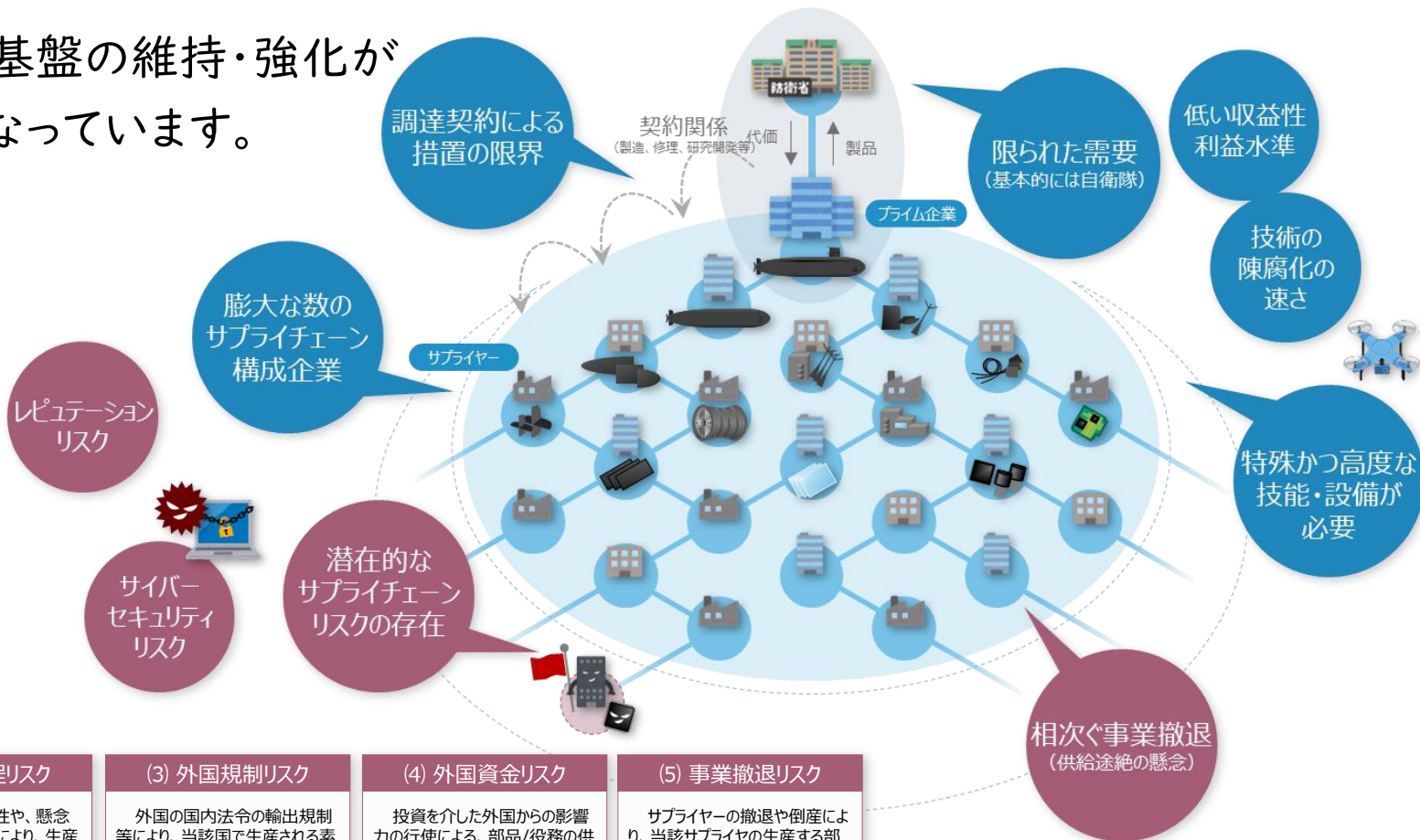
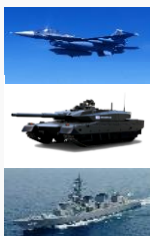
装備政策課 防衛生産基盤強化法室

防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのもの

■ 防衛生産・技術基盤の維持・強化がますます重要になっています。

※ サプライチェーンの規模の例

- ▶ F-2戦闘機
→ 約 **1,100** 社
(H29 日本航空宇宙工業会調べ)
- ▶ 10式戦車
→ 約 **1,300** 社
(H28 防衛装備庁調べ)
- ▶ 護衛艦 (DD)
→ 約 **8,300** 社
(H25 日本造船工業会調べ)



(1) 懸念部品リスク

悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク

(2) 懸念工程リスク

製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生じうるリスク

(3) 外国規制リスク

外国の国内法令の輸出規制等により、当該国で生産される素材や部品の供給が途絶するリスク

(4) 外国資金リスク

投資を介した外国からの影響力の行使による、部品/役務の供給等が途絶するリスク

(5) 事業撤退リスク

サプライヤーの撤退や倒産により、当該サプライヤーの生産する部品の供給が途絶するリスク

防衛生産基盤強化法が令和5年10月1日に施行され、**装備品等の安定的な製造等の確保のための事業計画の認定を受けることで、必要な経費が国から支払われる制度が開始されました。**

それは、どのような制度なのでしょう？

- 令和5年10月1日に新たに施行された防衛生産基盤強化法に基づき
- 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組(4類型)に対し
- その事業計画を防衛大臣が認定した場合

必要な経費を事業者に国が直接お支払いする[†]制度です。

[†] 防衛装備庁と事業者の間で別途契約を締結する必要があります。

- 認定を受けることができる企業は、防衛大臣が指定する「指定装備品等」の製造等を行うプライム企業又はそのサプライヤーである必要があります。
- 指定装備品等はこのパンフレットに後掲の募集要項で確認することができます。なお、このパンフレットでは、ご説明をよりわかりやすくするため、単に「装備品等」と記述しています。



ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。
サプライチェーンリスクが顕在化している我が国の防衛生産・技術基盤を担う
かけがえのない事業者を認定・支援する事業を担当している。

キャラクター：君シカオラン

どのような取組が対象となるのでしょうか？

- 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組として、

以下の4類型の取組が対象になります。

- サプライヤーであっても、事業計画の認定を受けることができます。

(防衛省と直接の契約関係にある、いわゆる「プライム企業」でなくても認定が受けられます。)

事業承継等

具体例

- ▶ 製造施設等の整備
- ▶ 製造等に必要なライセンスの取得
- ▶ 人材育成(技術・ノウハウの習得)等々

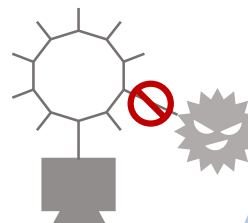


サイバーセキュリティ強化†

† 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準に適合するものに限ります。

具体例

- ▶ 脆弱性評価
- ▶ 情報システム上の強化(多要素認証等)
- ▶ 社内人材育成
- ▶ 物理的対策の強化(監視カメラ等)等々



製造工程効率化

具体例

- ▶ 最新設備等の導入
- ▶ 人工知能(AI)による検査工程自動化
- ▶ 積層造形機(3Dプリンタ)等の導入等々



サプライチェーン強靱化

具体例

- ▶ 原材料等の国産化
- ▶ 原材料等の備蓄
- ▶ 代替素材、部品等の研究開発等々



民間向けと併用する場合にも設備等の取得はできますか？

民間向け(民需)と併用する設備等の取得であっても事業計画の認定を受けることができます。

その場合、例えば、防衛向け(防需)60%:民需40%の使用割合見込みとなる場合、国からは60%分が支払われることとなります。

(例えば)

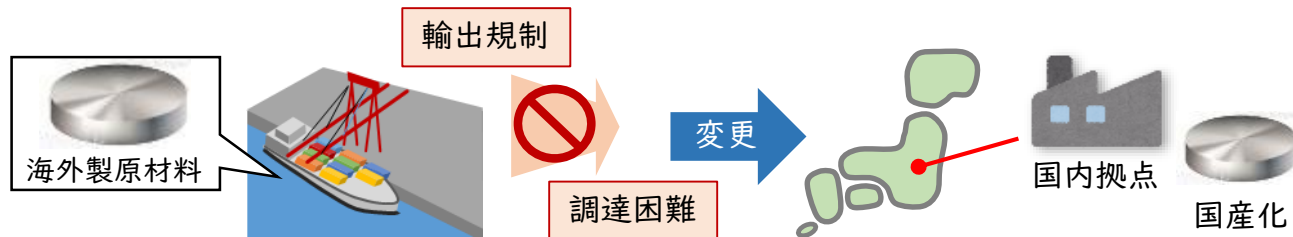


例えば、取組には次のようなものがあります。

① サプライチェーン強靱化

※いずれも取組の一例であり、実際に認定されるか否かは、個別の事業計画の審査によります。

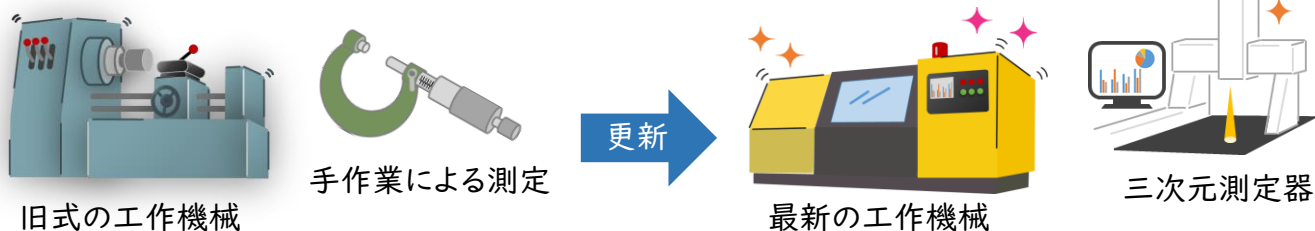
- 海外から調達している原材料を国産化 → 海外の調達リスク対応



国から支払を受ける経費の例：
製造拠点の整備関連経費
(製造中止となる見込みの部品Aから、安定した調達が見込める部品Bへの変更のための調査研究・研究開発を含みます。)

② 製造工程効率化

- 製造工程において、老朽化した旧式の工作機械による生産から、最新の工作機械による生産への更新 → 生産性向上



国から支払を受ける経費の例：
製造設備等の整備関連経費
(据付工事費等を含みます。
また、3Dプリンター、AI等の導入に向けた調査研究・研究開発を含みます。)

③ サイバーセキュリティ強化[†] [†] 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準に適合するものに限ります。

- 防衛大臣が定める「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たすための取組

国から支払を受ける経費の例：
左記取組の実施に必要な経費
(脆弱性評価や人材育成のための費用を含みます。)

④ 事業承継等



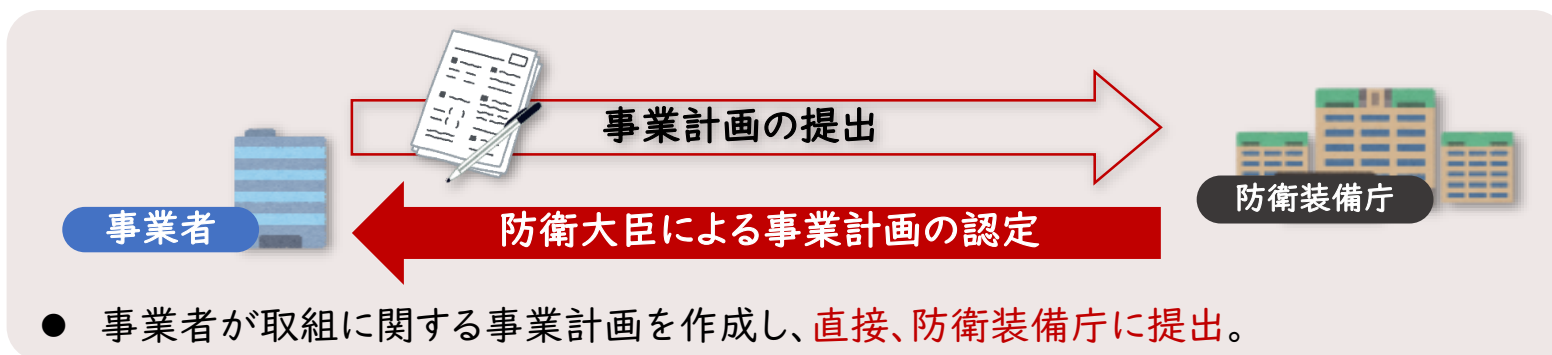
国から支払を受ける経費の例：
左記取組の実施に必要な経費
(承継又は新たに取得した製造設備等の据付工事費等を含みます。)

どのような手続が必要になるのでしょうか？

- まずは、**事業計画を防衛装備庁に提出し、防衛大臣の認定を受ける必要があります。**
- 事業計画の認定後、防衛装備庁と事業者の間で「**特定取組契約**」を締結します。

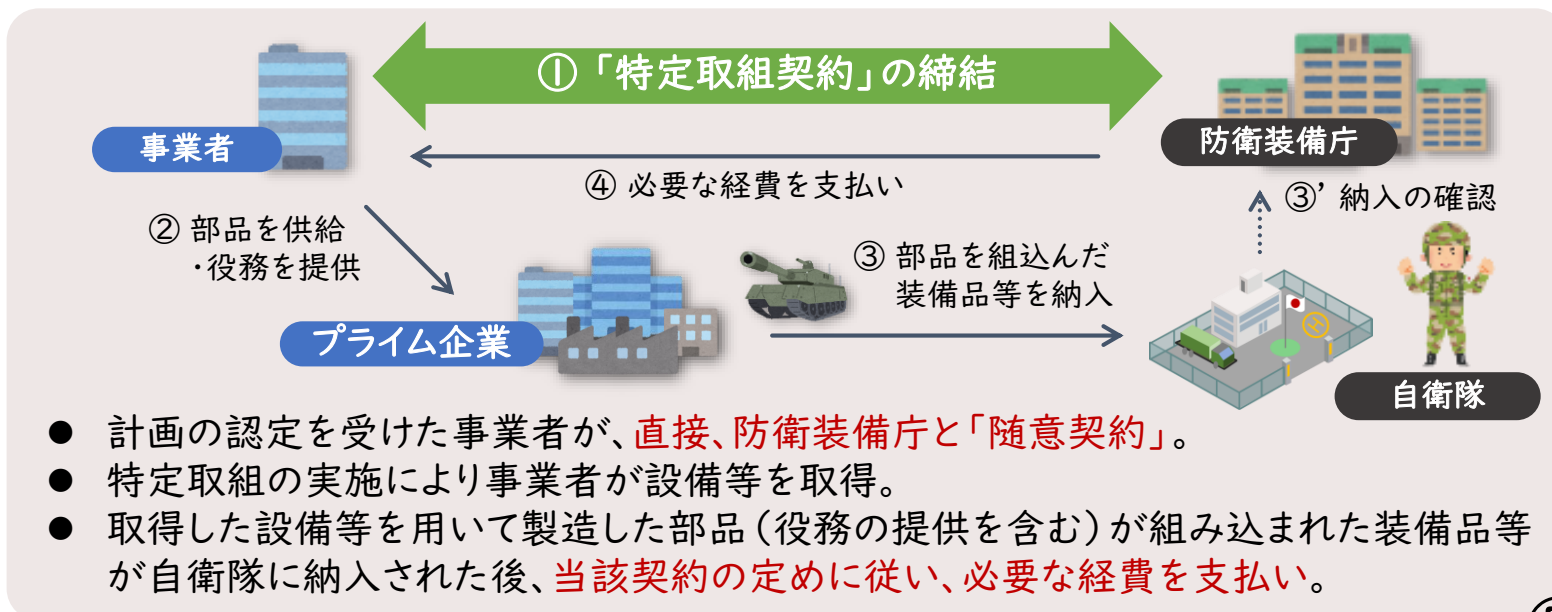
1

事業計画の提出
・認定



2

特定取組契約
の締結・
必要な経費
の支払い



特定取組契約の締結には、プライム企業が自衛隊向けに装備品等を納入する契約を締結している（締結する見込みがある）ことが条件となります。

⑤

事業計画はどうやって作成すればよいのでしょうか？

- 防衛装備庁のホームページから募集要項をダウンロードすることができます。
- 事業計画の申請書のくわしい書き方は、募集要項でご案内しています。
- まずは、防衛装備庁のホームページへのアクセスをお待ちしています！



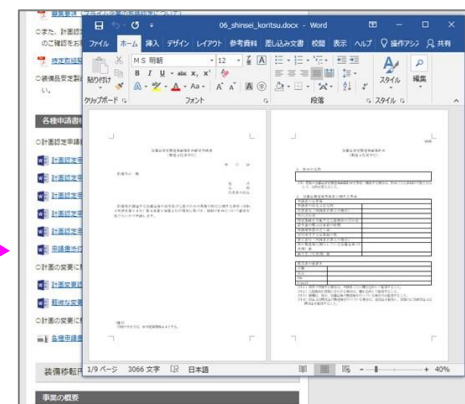
君シカオラン で検索！



ふわふわ



いつでもどこでも
閲覧可能です。



さくさく



申請書の様式を
ダウンロードできます。

事業計画の申請書はどこに提出すればよいのでしょうか？

- 申請書は、募集要項の事前相談窓口で受付けています。
- **全ての書類が揃い、誤った記載などの不備がないことを確認したものについて、毎月20日締めで提出の受付を行いますので、**

申請書の提出の前に必ず事前のご相談†
をお願いします。

† 事前のご相談がありません場合、
書類の不備等により手戻りが発生し、
かえって認定までに時間がかかってしまうこととなります。
必ず事前のご相談をお願いします。



事前相談窓口

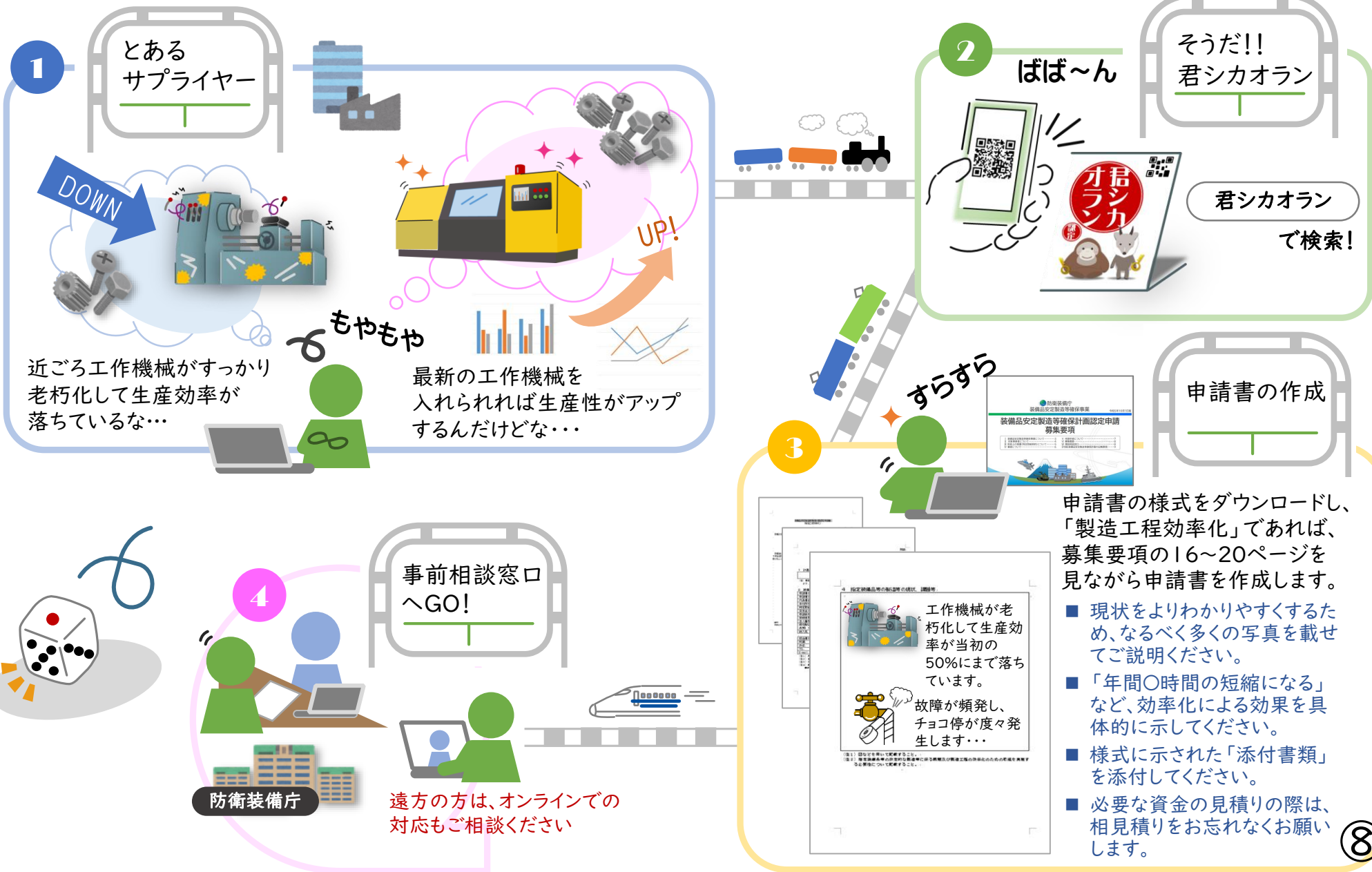
防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 特定取組担当
(君シカオラン担当)

電子メール: kibankyoukahou@ext.atla.mod.go.jp
電話番号: 03-3268-3111 (内線番号: 下表のとおり)

供給網強靱化	21036
製造工程効率化	/20992
サイバーセキュリティ強化	21093
事業承継等	21034

お問い合わせの際は、
以下の必要事項の記入を
お願いします。
・件名: 右表のいずれか
・本文: お問い合わせ内容
貴社名、ご担当者名、連絡先

では、実際に事業計画の申請書を作ってみましょう!



皆さまからの事業計画の提出をお待ちしています!

キーサプライヤ
みつけた



防衛生産基盤強化法、令和5年10月1日施行

装備品等の製造等に取り組む事業者の方は、新たな制度を活用できる場合があります。
まずは、以下のサイトへアクセスを。

https://www.mod.go.jp/atla/hourei_dpb.html



君シカオラン

でも検索できます!